

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価において
設定に至らなかった単価については「参考単価」として取扱います。

参考単価

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

	都道府県名	タイル工	建築ブロック工
関東	08 茨城県	—	27,200
	09 栃木県	—	27,200
	10 群馬県	—	27,200
	11 埼玉県	26,200	27,200
	12 千葉県	26,200	27,200
	13 東京都	26,200	27,200
	14 神奈川県	26,200	27,200
	19 山梨県	25,900	27,200
	20 長野県	—	27,200

※「—」については、「公共工事設計労務単価」によります。

※「屋根ふき工」については、設定しません。

※ 令和6年3月1日より適用するものとします。